

さぬき市国土強靱化地域計画

令和 4 年 1 月（改定版）



さ ぬ き 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 国土強靱化とは	1
2 計画策定の趣旨	1
3 基本的な方針	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) めざすべき都市の姿	2
(3) 基本目標	3
(4) 対象とする災害	3
(5) 事前に備えるべき目標	4
(6) 計画期間	4
第2章 さぬき市の地域特性	5
1 自然	5
(1) 位置・地勢・気候	5
(2) 土地利用・河川・ため池・ダム	5
2 社会	5
(1) 人口・世帯・年齢構成	5
(2) 交通	5
3 災害想定	6
(1) 想定される地震	6
(2) 地震動・津波予測	7
(3) 地震・津波に基づく被害想定	12
(4) 大規模な風水害	13
第3章 脆弱性の評価	14
1 評価の考え方	14
2 評価の実施	16
第4章 具体的な取り組みの推進	17
1 具体的な取組の考え方	17
(1) 強靱化に関する施策分野	17
(2) 施策の重点化	18
2 具体的な取組	20
巻末資料1 脆弱性評価の結果	32
巻末資料2 アクションプラン	70
巻末資料3 用語説明	79

第1章 基本的な考え方

1 国土強靱化とは

- 近年、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の激甚化が連続的に起きており、住民の生命・財産を守る「国土強靱化」は一層重要性を増し、喫緊の課題となっている。
- この国土強靱化とは、過去の大災害を教訓として、甚大な被害発生と、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に置き、平常時から大規模自然災害等に対する備えを行うものである。

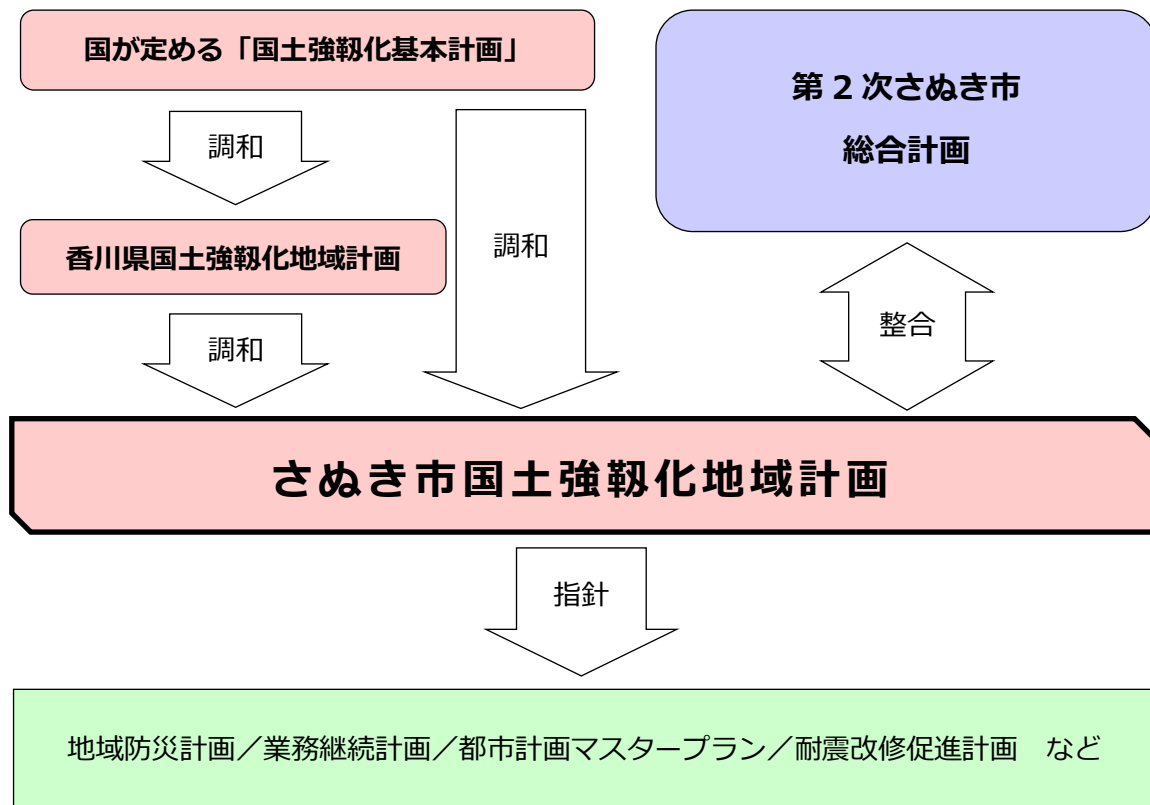
2 計画策定の趣旨

- 平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が平成25年（2013年）12月に公布・施行された。
- 続く平成26年（2014年）6月に国において、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。その後も度重なる台風や豪雨等の頻発化、激甚化の状況や教訓を踏まえ、平成30年（2018年）12月に基本計画が見直された（閣議決定）。
- 香川県においても、基本計画との調和を図りつつ、平成27年（2015年）12月に香川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）が策定された。令和元年（2019年）12月には、想定最大規模に基づく津田川及び鴨部川浸水想定区域図が香川県から公表された。
- 一方、さぬき市を振り返ると、平成16年（2004年）8月に発生した台風第16号による高潮災害（床上・床下浸水）、同年10月の台風第23号による土砂災害（死者5名、床上・床下浸水）等により甚大な被害を受けた。平成31年（2019年）3月、第2次さぬき市総合計画中期基本計画を策定し、まちの将来像「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」を掲げ、安全・安心の防災対策等を推進しているところである。
- しかしながら、少子高齢化の進行や近い将来の人口減少による財政への影響も懸念されている。また、近い将来発生の可能性が高まっている南海トラフ巨大地震をはじめとした地震、津波等への対応も緊急性を増している。
こうした中で、国土強靱化に向けた取組は、市民一人ひとりの主体的な取組が必要であることから、過去の大災害による教訓を忘れることなく、強靱なまちづくりに向け、市民とともに取り組むための指針として、「さぬき市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

3 基本的な方針

(1) 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、市の総合的な指針となる「第 2 次さぬき市総合計画」との整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である。
- なお、本計画は、市における他の様々な分野の計画等において強靱化に関連する施策を定める際の指針となるものである。



(2) めざすべき都市の姿

- 本計画は、第 2 次さぬき市総合計画におけるまちの将来像「自然豊かでいきいき笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けて、国土強靱化の観点（強く・しなやかな地域を形成する）から全市を挙げて、国土強靱化の取組を推進する。

(3) 基本目標

- 本計画の基本目標は、基本計画及び県地域計画との調和を図り、次のように定める。

I 市民の生命を守る

起きてはならない最悪の事態として、地震による建物等の倒壊や大規模火災、津波、風水害による死傷者の発生のほか、情報伝達不足による避難行動の遅れでの死者数の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策、津波や風水害による避難の迅速化、地震発生後の大規模火災への対応強化を図っていく。

II 市及び地域社会の重要な機能を維持する

自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下を防ぎ、生活・経済活動には必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、行政職員の被災による行政機能の大幅な低下を避ける。

III 市民の財産と公共施設の被害を最小化する

家屋等の倒壊や住宅等の火災、浸水をはじめとする災害から市民の財産を守ることで、経済活動への重大な影響を避ける。また、公共施設は避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう耐震化を進めていく。

IV 迅速な復旧・復興を行う

防災施設や河川、ため池、ダムの損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、地盤沈下による長期間の浸水被害の発生などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける。

(4) 対象とする災害

- 本市においては、市民生活・経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして、自然災害の他に鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本計画においては、県地域計画を踏まえ、次の2点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施する。

- ① 南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波
- ② 大規模な風水害

(5) 事前に備えるべき目標

- 基本目標及び対象とする災害を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救出、医療活動等を迅速に行う
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(6) 計画期間

- 本計画の計画期間は、総合計画との整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とする。

第2章 さぬき市の地域特性

1 自然

(1) 位置・地勢・気候

- さぬき市は香川県東部に位置し、高松市の東方 10km～20km 圏、岡山市・徳島市とは 50km 圏、大阪市・広島市とは 150km 圏にある。市域は東西 12.3km、南北 22.5km、その面積は 158.63 km²である。
- 市域の西側は、高松市、三木町と接し、南側及び東側は東かがわ市と接し、北側は瀬戸内海を臨んでいる。
- 市域は3つに区分され北部は沿岸部、中央部は平野部、南部は山間部に分けられる。
- 気候は瀬戸内海式気候区に属し、年間を通じて雨量は少なく穏やかなである。

(2) 土地利用・河川・ため池・ダム

- 土地利用は、山林が約 50%を占め、次いで田畑が約 30%を占めている。
- 市域の北部には瀬戸内海国立公園を含む市街地や工業団地等が分布し、中央部には平坦で肥沃な農業地帯が広がっており、大小のため池が分布している。南部は讃岐山脈から連なる中山間地域で二級河川鴨部川や津田川が南から北流している。
- 市内には、門入ダム（1998 年供用開始）、大川ダム（1963 年供用開始）、前山ダム（1974 年供用開始）の 3 基のダムが分布している。



2 社会

(1) 人口・世帯・年齢構成

- 令和 2 年（2020 年）3 月末時点の市人口は約 47,834 人、世帯数は約 20,816 世帯である。
- 年齢構成は、0～15 歳が約 11%、16～64 歳が約 53%、65 歳以上が約 36%となっている。65 歳以上のうち、半数以上は 75 歳以上の後期高齢者が占めている。

(2) 交通

- 市内の主な道路交通網は、東西方向に、国道 11 号、県道高松長尾大内線が通っている。南北方向に、県道志度山川線、県道津田川島線が通っている。また、市内には四国横断自動車道が通り、志度 IC、津田寒川 IC、津田東 IC が設置されている。

- 鉄道は、JR 高徳線及び高松琴平電気鉄道志度線及び長尾線が通っている。

3 災害想定

- 本市における災害想定については、香川県が平成 25 年（2013 年）3 月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」、同年 8 月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」を行っており、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果、地震発生直後の人的・物的被害の推計結果が整理されている。
- 続く平成 26 年（2014 年）2 月に香川県から「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として「被害シナリオ」、同年 3 月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として南海トラフ地震（発生頻度の高い）における震度分布、津波水位及び浸水域等の推計の見直し及び人的・物的被害・被害シナリオが公表された。
- さらに同年香川県から、南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなると想定される浸水深 30 cm に達するまでの時間を示す「浸水深 30 cm 到達時間予測図」が公表された。
- 大規模風水害については、水防法の規定に基づき、水位周知河川である津田川及び鴨部川における想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が令和元年 12 月に公表された。

＜前提となる降雨＞津田川：津田川流域の 24 時間の総雨量 744mm

鴨部川：鴨部川流域の 24 時間の総雨量 739mm

（１）想定される地震

- 香川県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震としては、海溝型地震（南海トラフ地震）2 ケースと活断層による直下型の地震 2 ケースの合計 4 ケースが想定されている。

① 想定地震 1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ・ 南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（モーメントマグニチュード 9.0（地震）、9.1（津波））

② 想定地震 2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ・ 南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震（マグニチュード 8.7）

③ 想定地震 3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ・ 中央構造線は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、香川県にも大きな被害をもたらすものと考えられており、香川県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部での地震（マグニチュード 8.0）

④ 想定地震 4：長尾断層の地震

- ・長尾断層は、本市から高松市南部を経て綾川町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、本市をはじめ県内に大きな被害をもたらす（マグニチュード 7.1）

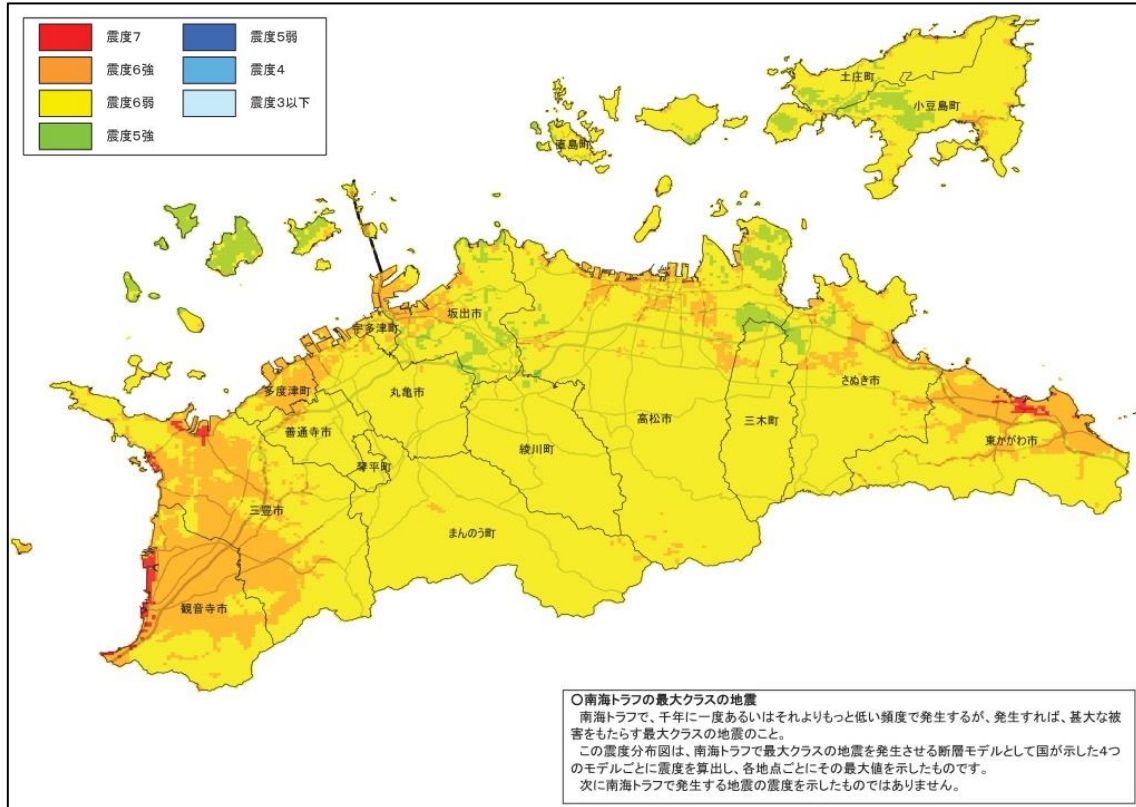
（２）地震動・津波予測

○ 想定される地震に関する地震動・津波の概要については、下表のとおりである。

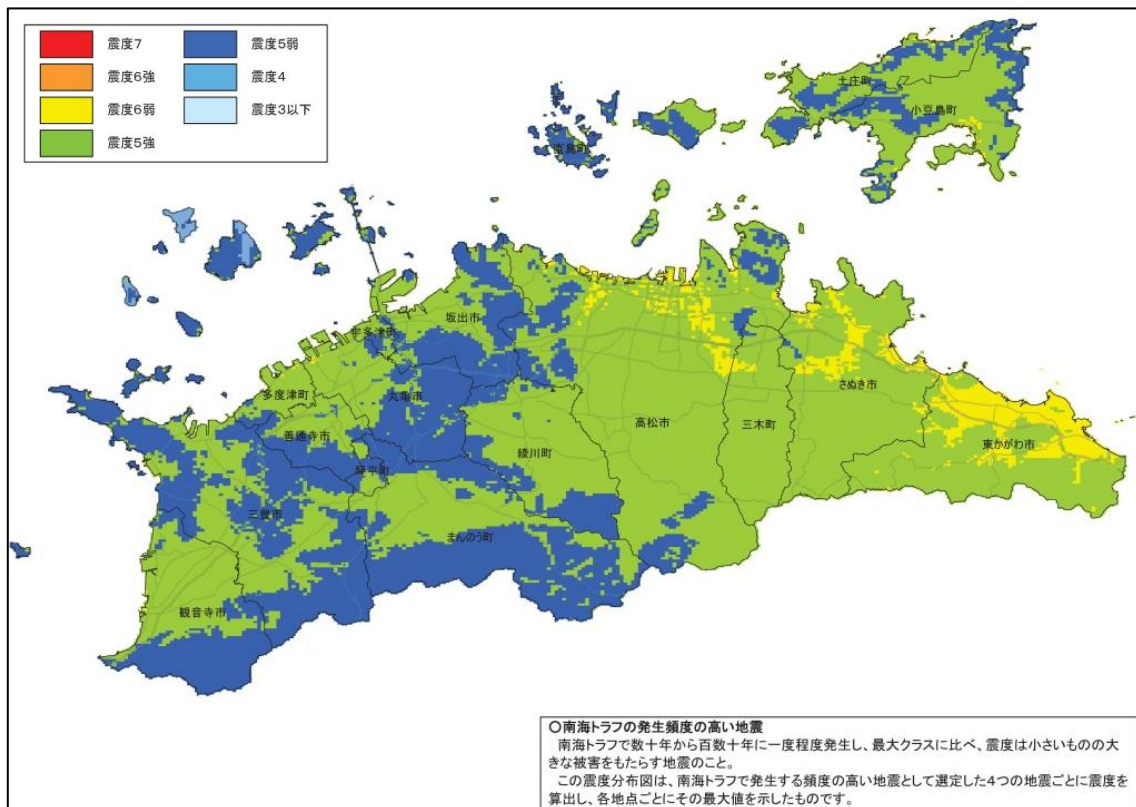
【想定地震毎の地震動・津波予測結果】

想定地震	地震動	津波
想定地震 1： 南海トラフ地震（最大クラス）	① 市内の震度：5 強～6 強 ② 県内の震度：5 強～7	① 市内の港で地震発生直後の海面に ±20cm の変動が生じるのは、志度港約 16 分、江泊漁港約 17 分、津田港約 15 分、脇元漁港約 16 分 ② 市内の港の最高津波波高は、志度港 2.1m、江泊漁港 1.1m、津田港 1.4m、脇元漁港 1.0m ③ 市内の港の最高津波水位（津波波高 + 満潮位等）は、志度港 3.8m、江泊漁港 2.7m、津田港 3.0m、脇元漁港 2.6m ④ 市内の浸水面積は、約 5.3 km ² であり、この内浸水深 1m 未満が約 2.6 km ² 、浸水深 1～2m が約 2.0 km ² 、浸水深 2m 以上が約 0.7 km ²
想定地震 2： 南海トラフ地震（発生頻度の高い）	① 市内の震度：5 弱～6 弱 ② 県内の震度：4～6 弱	① 市町別の最高津波水位（津波波高 + 満潮位等）は、約 2.0～2.9m であり、さぬき市（志度港）では 2.9m ② 市内の浸水面積は、約 2.1 km ² であり、この内浸水深 1m 未満が約 1.6 km ² 、浸水深 1～2m が約 0.4 km ²
想定地震 3： 中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震	① 市内の震度：5 弱～6 強 ② 県内の震度：4～7	—
想定地震 4： 長尾断層の地震	① 市内の震度：4～6 強 ② 県内の震度：4～6 強	—

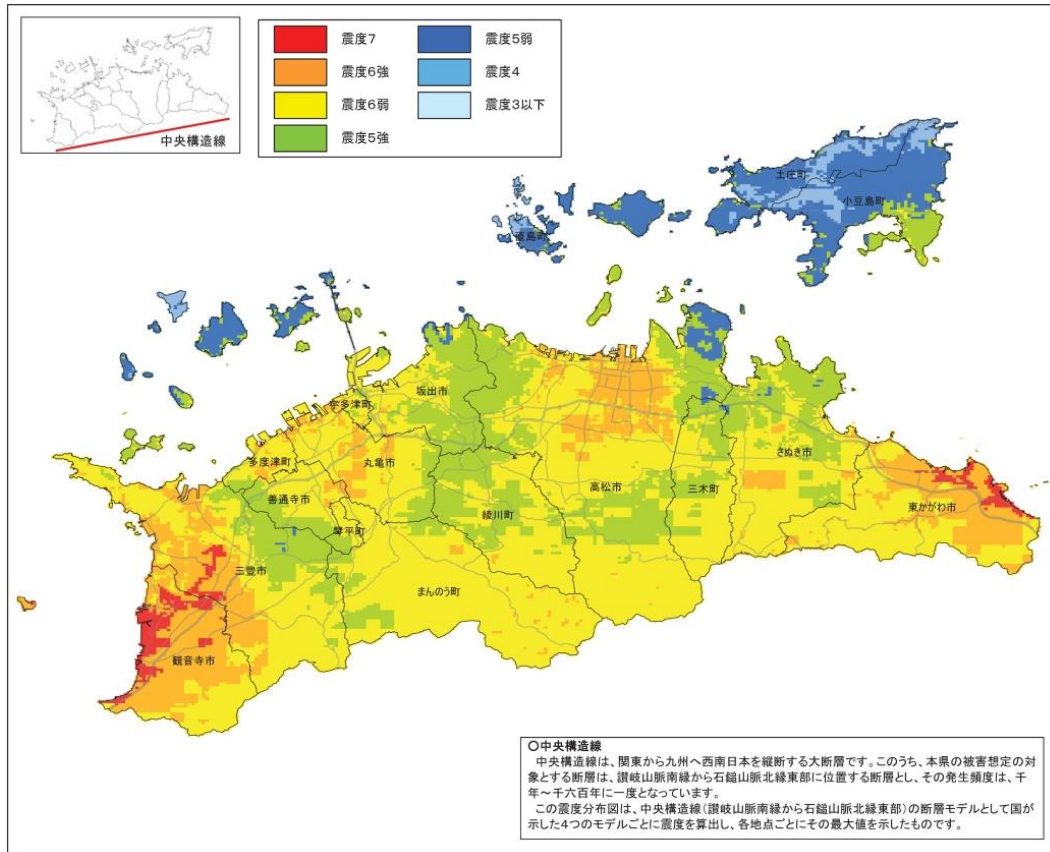
【想定震度分布図 想定地震 1:南海トラフ地震(最大クラス)】



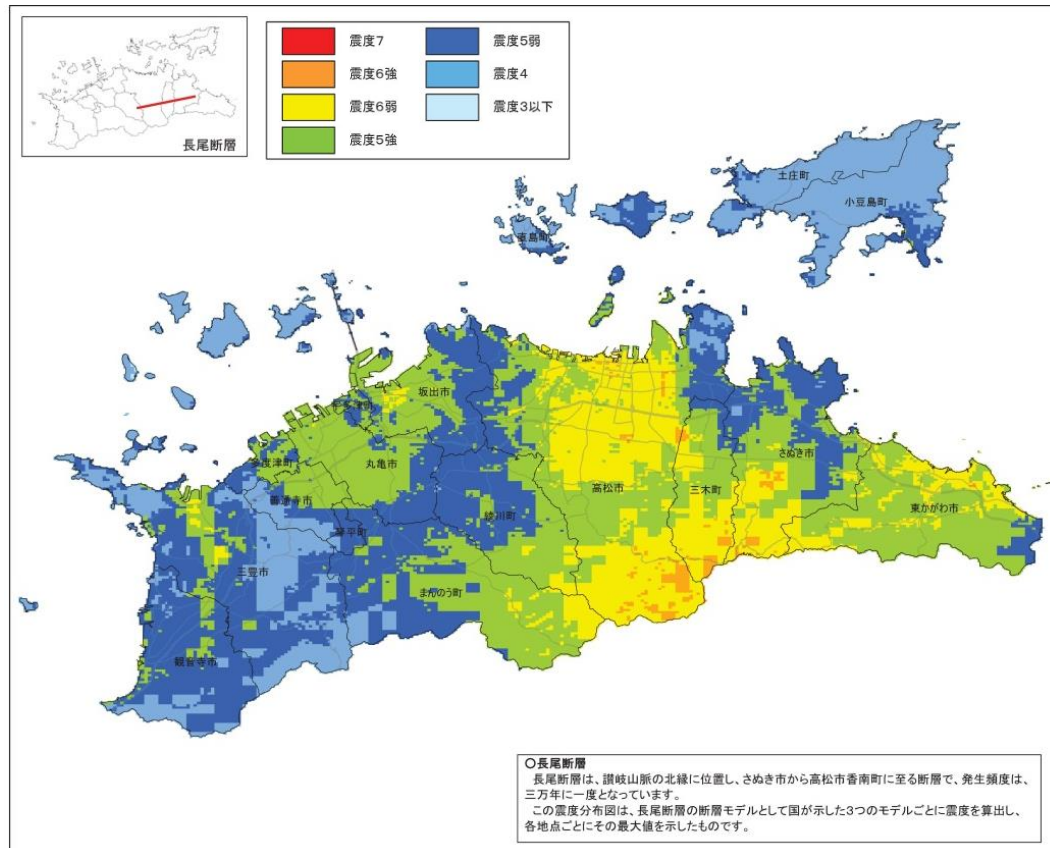
【想定震度分布図 想定地震 2:南海トラフ地震(頻度の高い)】



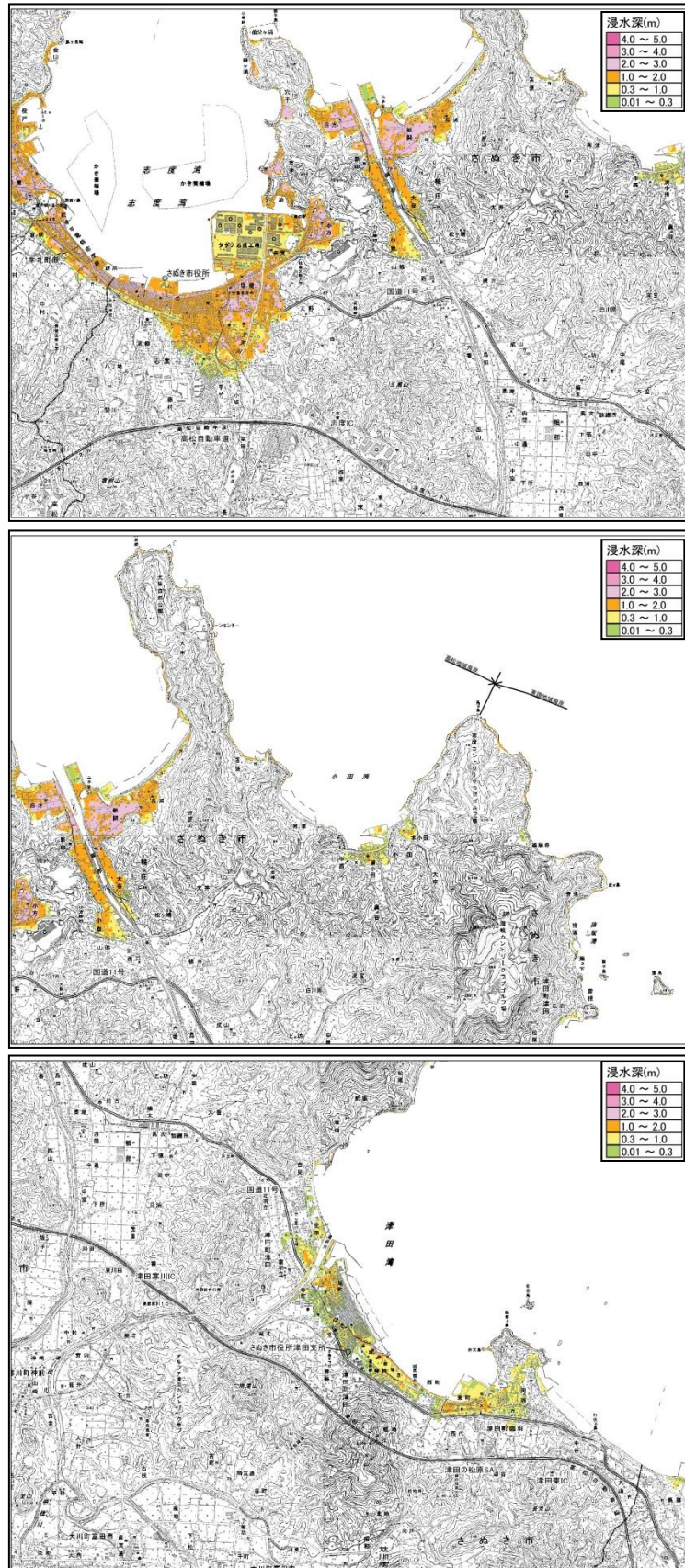
【想定震度分布図 想定地震 3:中央構造線の地震】



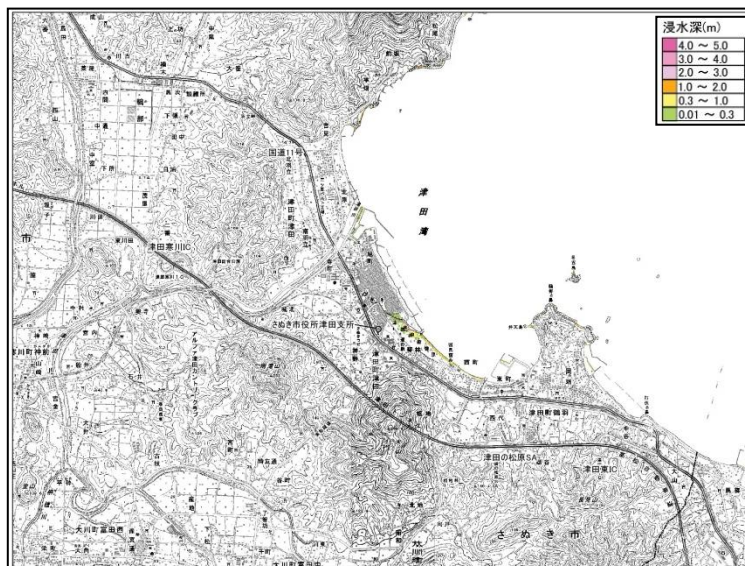
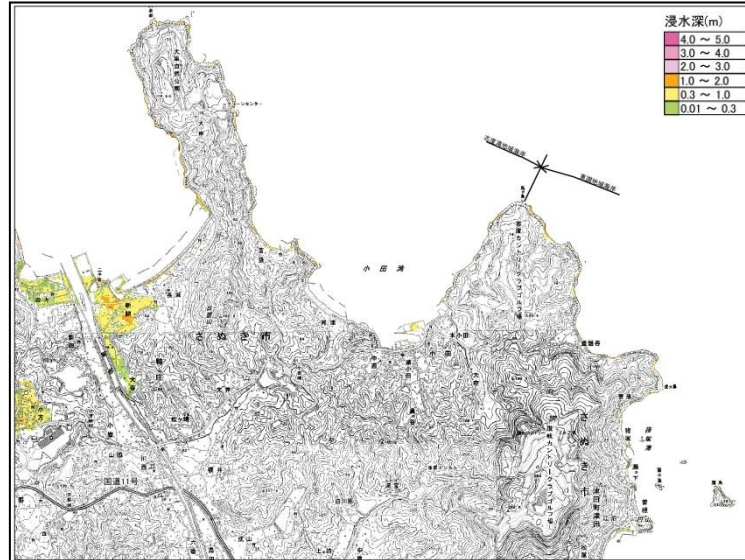
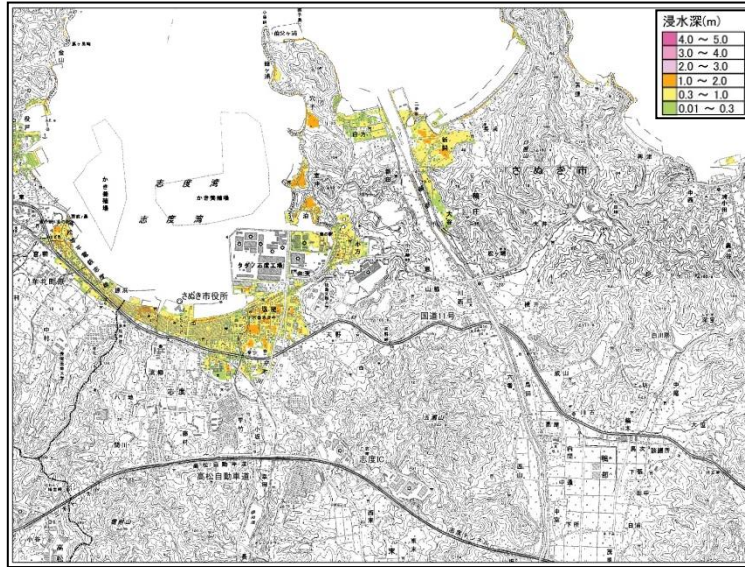
【想定震度分布図 想定地震 4:長尾断層の地震】



【津波浸水予測図 想定地震 1:南海トラフ(最大クラス)】



【津波浸水予測図 想定地震 2:南海トラフ(頻度の高い)】



(3) 地震・津波に基づく被害想定

○ 想定される地震・津波に基づく本市域における被害想定は、下表のとおりである。

【香川県被害想定(さぬき市域)】

想定地震		南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高い)	中央構造線	長尾断層
想定項目					
マグニチュード		地震 Mw9.0 津波 Mw9.1	M8.7	M8.0	M7.1
震 度		5 強～6 強	5 弱～6 弱	5 弱～6 強	4～6 強
最高津波水位		3.8m	2.9m	—	—
津波浸水面積		5.3 km ²	1.9 km ²	—	—
建物被害 (全壊)	揺れによる被害	1,000 棟	50 棟	160 棟	30 棟
	液状化による被害	290 棟	280 棟	300 棟	50 棟
	津波による被害	470 棟	10 棟	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	20 棟	*	*	*
	地震火災による被害	240 棟	*	360 棟	*
	合 計	2,000 棟	340 棟	830 棟	80 棟
人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害	60 人	*	10 人	*
	屋内収容物転倒等による被害	10 人	*	10 人	*
	津波による被害	1,100 人	90 人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	*	*	*	*
	地震火災による被害	*	*	*	*
	ブロック塀等による被害	*	*	*	*
	合 計	1,100 人	100 人	10 人	*
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	820 人	160 人	240 人	40 人
	屋内収容物転倒等による被害	110 人	*	100 人	*
	津波による被害	340 人	20 人	—	—
	急傾斜地崩壊による被害	*	*	*	*
	地震火災による被害	*	*	*	*
	ブロック塀等による被害	*	*	*	*
	合 計	1,200 人	170 人	240 人	40 人
避難者	避難 所	7,200 人	3,900 人	410 人	20 人
	避難 所 以 外	4,800 人	2,600 人	270 人	10 人
	合 計	12,000 人	6,500 人	680 人	30 人
ライフライン被害	上水道断水率	77%	43%	43%	8%
	下水道支障率	47%	3%	4%	2%
	電力停電率	99%	44%	55%	5%
	通信不通率	80%	33%	56%	4%

(注)・建物被害は冬の 18 時、人的被害及び避難者は冬の深夜に発生した場合の想定であり、ライフライン被害は最大となる時間帯の合計である。

・「—」はデータ無しまたは公表なしを示している。

・「*」は少ないが被害があることを示している。

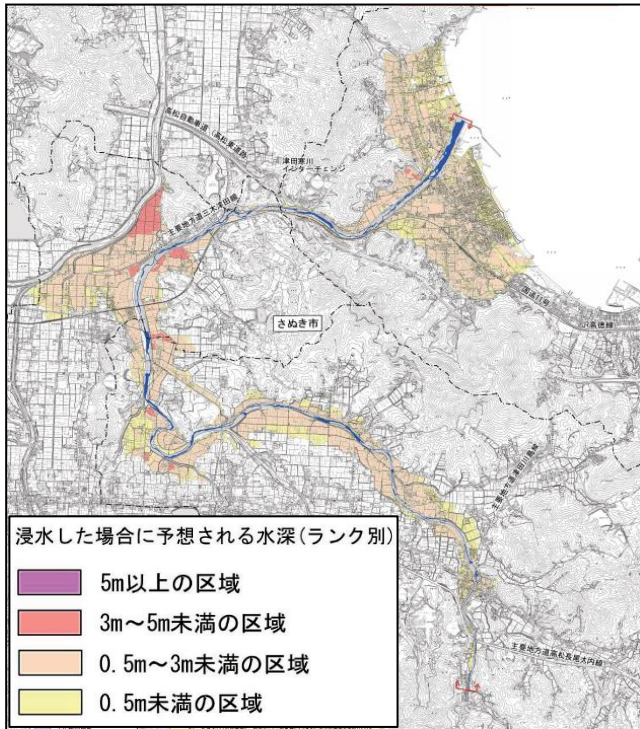
・項目ごとの四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) 大規模な風水害

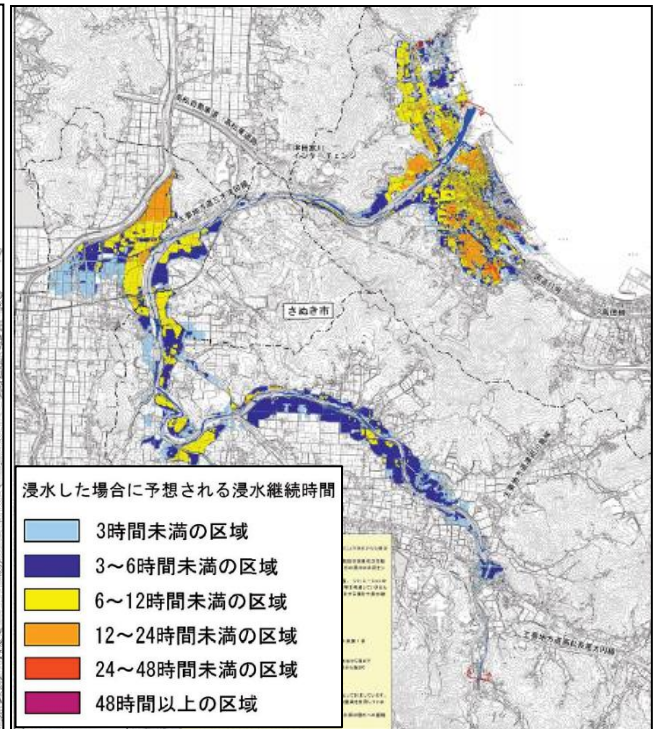
○ 想定される大規模な風水害の概要については、下図のとおりである。

【津田川浸水想定区域図】

想定最大規模

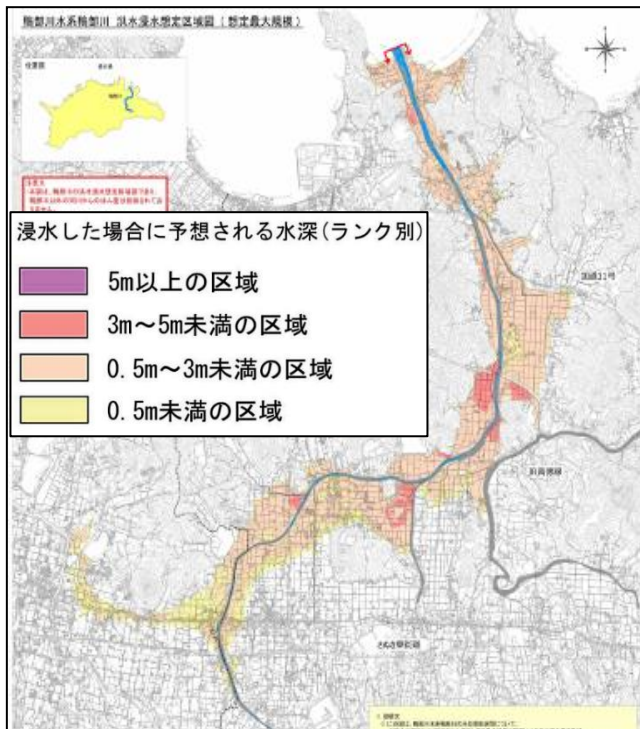


浸水継続時間

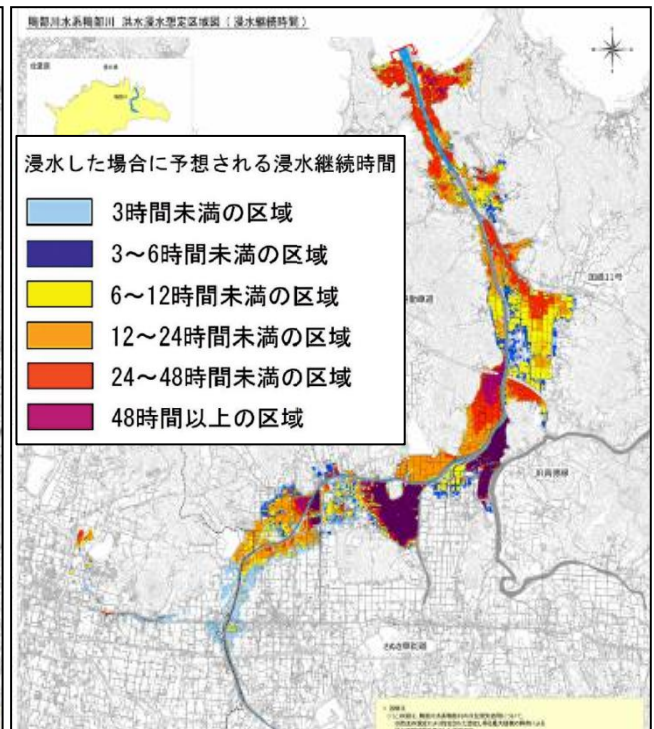


【鴨部川浸水想定区域図】

想定最大規模



浸水継続時間



第3章 脆弱性の評価

1 評価の考え方

- 基本目標及び地域特性等を踏まえ、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げとなるものを「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、次のとおり設定する。
- このリスクシナリオを基本として、大規模自然災害〔地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を進める。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地保全の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救出、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落の発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸・海・空のネットワークが分断する事態（市内交通ネットワークの分断）
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられた施策との関係について課題分析を行うとともに、施策の進捗度合いを極力把握しつつ、脆弱性の評価を実施した。
- 脆弱性評価結果のポイントは次のとおりである。詳細については巻末資料1に示す。

Point1 ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

- 本市における防災・減災等に関する施策は、従来の災害を想定しているものが多く、近年の想定を超えるような災害に対する実施能力や財源には限りがある。このことを踏まえ、施策をできるだけ早期に適正なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせていく必要がある。

Point2 代替性・冗長性等の確保が必要

- 市民生活に欠かすことのできないエネルギー、情報通信、交通・物流等をはじめとする各分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大なものとなる。このため、バックアップ施設や代替システムの整備、ネットワークの冗長化を図り、代替性・冗長性等の確保を進めていく必要がある。

Point3 県、市民、事業者等の連携が必要

- 国土強靱化に関する各施策の推進に当たっては、本市のみならず、県、市民、事業者など多岐にわたる多様な主体の参画が重要である。このため、各実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、適切な情報提供・情報共有、各実施主体間の連携が必要である。

第4章 具体的な取組の推進

1 具体的な取組の考え方

(1) 強靱化に関する施策分野

- 本計画の対象となる国土強靱化に関する施策分野は、基本計画及び県地域計画との調和を図るため、次の11の個別施策分野と3つの横断的施策分野を合わせた合計14の分野とする。
- これら14の分野は、それぞれ密接に関連していることから、各分野における具体的な取り組みの推進に当たっては、所管部署を明確にした上で関係機関等との推進体制を検討し、取組の実効性を確保できるよう留意する必要がある。
- 各施策と関連事業の詳細については、巻末資料2に示す。

個別施策分野	① 行政機能／消防等 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ エネルギー ⑤ 情報通信 ⑥ 産業 ⑦ 交通・物流 ⑧ 農林水産 ⑨ 土地保全 ⑩ 環境 ⑪ 土地利用
横断的施策分野	(A) 広域連携 (B) 老朽化対策 (C) 地域防災力の強化

(2) 施策の重点化

- 限られた資源の中で、国土強靱化に関する政策を効率的・効果的に推進していくためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点的に進めていく必要がある。
- 本計画では、さぬき市が直面する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要度、緊急度等の観点から、今後、当面重点的に取り組むべきと判断されたリスクシナリオを選定（重点化）し、優先的に取り組むものとする。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の選定（重点化）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地保全の脆弱性が高まる事態
2	大規模自然災害発生直後から救助・救出、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道処理施設等の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 具体的な取組

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	行政機能／消防等
	●発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする市有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。(1-1)(3-3) ●消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。(1-1) ●同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。(1-1)(7-1) ●大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等と連携して取り組むことができるよう、消防団の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。(1-2)(2-3)(7-1) ●女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。(1-4)(2-3)(7-1) ●いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適正に運用できるよう定期的に見直しを図り、訓練の実施に努める。(2-2)(2-3)(2-5)(3-3) ●県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。(2-3) ●自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。(2-3) ●孤立集落となるおそれがある地域等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。(2-3) ●訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめ体制の整備を図る。(2-3)(7-1) ○社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。(2-6) ●避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。(3-1) ○廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努め

る。(8-1)

- 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。(8-1)
- 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、県や国と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。(8-1)
- 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。(8-2)
- 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。(8-2)
- 復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。(8-4)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	住宅・都市
	●学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。(1-1)(1-2)(3-3)(7-2) ●多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。(1-1)(1-2)(3-3) ●住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。(1-1)(4-2)(7-2) ●避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。(1-1)(2-5) ●住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等となる道路を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、既存の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。(1-3) ●津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。(1-3) ●災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに

に、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。(2-2)(2-3)(3-3)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	保険医療・福祉
	○学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。(1-2) ●高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。(1-6)(4-2) ●避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。(2-1) ○災害の発生に備え、孤立集落となるおそれがある地域においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段の整備・拡充など医療体制の充実を図る。(2-6) ●情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。(2-7)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	エネルギー
	●災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。(2-1) ○食料や飲料水等について、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。(2-2) ○防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。(2-4)(3-3) ○災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。(2-4)(2-6) ○社会福祉施設等において、災害時における県、市町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資

機材、非常用自家発電機等の整備に努める。(2-6) ●大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。(3-3)(5-1) ○発災時においてもガス供給を確保するため、関係機関と優先供給や設備の応急復旧に関する協定を締結し、停電対策の整備を図る。(4-1)(6-1) ●関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルート確保を図る。(5-1) ○発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など設備毎に耐震化対策や重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図るとともに、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。(6-1) ○再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。(6-1) ●地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水道処理水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及啓発を図る。(6-2)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	情報通信
●避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。(1-3)(4-2) ●情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。(1-3)(1-6)(4-2) ●防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。(1-3)(1-6)(2-2)(2-3)(4-1)(4-2)(7-2) ●地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。(情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮)(1-3) ●地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底する。(1-5) ○災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。(外国人観光客には、やさしい日本語を使用する等の配慮)(1-6)	

- ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など、難聴・災害対策を推進するよう努める。(1-6)
- 避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。(再掲)(情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮)(1-6)
- 災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。(2-2)(2-3)
- 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うことができるよう、訓練等を行いシステムの使い方を習熟する。(2-3)
- 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。(2-5)
- 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する(4-1)
- 発災時等における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。(4-2)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	産業
	●危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを行うため指導を行うとともに、事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。(1-3) ●食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。(2-1)(5-3) ○事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。(2-5) ○コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への食料や飲料水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。(2-5) ●商工会・商工会議所が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。(5-1)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	交通・物流
	●住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。(1-1)(1-2)(1-3) ●道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。(1-1)(2-4)(3-3)(5-1)(6-4) ●交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。(1-1)(1-6)(2-3)(2-5)(2-6)(3-2)(7-1)(7-2) ●物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。(2-1)(2-3)(2-6)(5-1)(6-4) ●物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。(2-1)(5-3) ○災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。(2-2)(6-4) ○災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送道路等道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。(2-6) ○大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。(5-3) ○道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について災害対策工事を行うなど道路施設の整備を図る。(6-4) ○道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。(6-4) ○孤立集落となるおそれがある地域において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。(6-4)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	農林水産
	●地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成や普及啓発を促

進し、住民の避難体制を確立する。(1-5)(7-3)

- 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理を推進する。(1-5)(5-3)
- 耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。(2-2)
- 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。(5-3)(6-3)
- 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。(5-3)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	土地保全
	●県が作成した大規模盛土造成地マップに基づき、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。(1-1) ●海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。(1-3)(2-4)(3-3)(5-1)(5-2)(7-3)(8-4) ●浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保等による整備を行う。(1-4)(3-3)(7-3) ●洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。(1-4)(8-4) ●土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。(1-5) ●土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。(1-5) ●急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域において、崩壊防止工事を行う。(1-5)(2-2)(3-3) ●山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。(1-5)(2-2)(7-4) ●地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。(1-5)(7-3) ●豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。(1-5)(7-

3)

- 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。(1-5)(7-4)
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。(1-5)(7-4)

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	環境
●河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。(1-3) ●森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する(1-5)(7-4) ○有害物資の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。(5-2) ○津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。(5-3) ○下水道処理施設等の整備を推進し、もって災害時における公衆衛生の確保につなげる。(6-3)	

※●印：重点化プログラム

個別施策分野	土地利用
●街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。(1-1)(7-1) ●大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。(1-1)(7-1)	

※●印：重点化プログラム

横断的施策分野	広域連携
●市内外と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。(1-1) ●災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定	

を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。(1-1)(1-3)(1-5)(2-6)(3-1)(3-3)

- 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、他の地域の市町との間で、広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。(1-1)(1-3)(1-5)(2-3)(3-3)
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。(1-1)(1-3)(1-5)(2-3)(3-3)
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。(1-3)(1-4)(1-5)(6-4)(7-3)
- 「プッシュ型支援」においては、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。(2-1)
- 大規模災害の発生に備え、広域医療搬送訓練や広域の DMAT 実働訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。(2-6)
- 市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市への派遣要請など必要な措置について検討する。(3-3)
- 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、香川県広域水道企業団との連携を強化する。(6-2)
- 仮集積場・処分場の間において候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画について、関係各課で情報共有を図り、実効性のある計画となるよう随時見直しを図る。なお、有害物質の漏洩等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。(8-1)
- 処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。(8-1)

※●印：重点化プログラム

横断的施策分野	老朽化対策
	●市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。(1-1) ●道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。(1-1)(6-4) ●地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。(1-5)(7-3)

- 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。(2-4)(5-1)(6-4)
- 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。(5-3)
- 下水道処理施設等の耐震診断を実施し、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道 BCP の策定の推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化計画を策定し、適切な施設管理に努める。(6-3)
- 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。(6-3)

※●印：重点化プログラム

横断的施策分野	地域防災力の強化
	●各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。(1-1)(1-3)(7-1) ●地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。(1-1)(1-3)(7-1) ●津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。(1-3) ●県による津波災害警戒区域指定に基づき、対象地域において重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。(1-3) ●指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。(1-3) ●津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの更新を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、住民への周知に努める。(情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮)(1-3) ●自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を図るとともに孤立集落となるおそれがある地域における防災機能や共助体制の強化を図る。(1-3) ●海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。(1-3)(7-3) ●浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。(1-4)

- 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。(1-5)
- 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。(2-1)(2-2)
- 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。(2-3)(7-1)(8-3)
- 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修、女性の参画の拡大に努める。(2-3)(7-1)(8-3)
- 地域の特性等を考慮し、地域の自主防災組織などが主体的となって防災研修会や防災訓練を実施することができるよう支援を行う。(2-3)
- 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。(2-5)
- 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。(7-4)
- 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。(8-3)

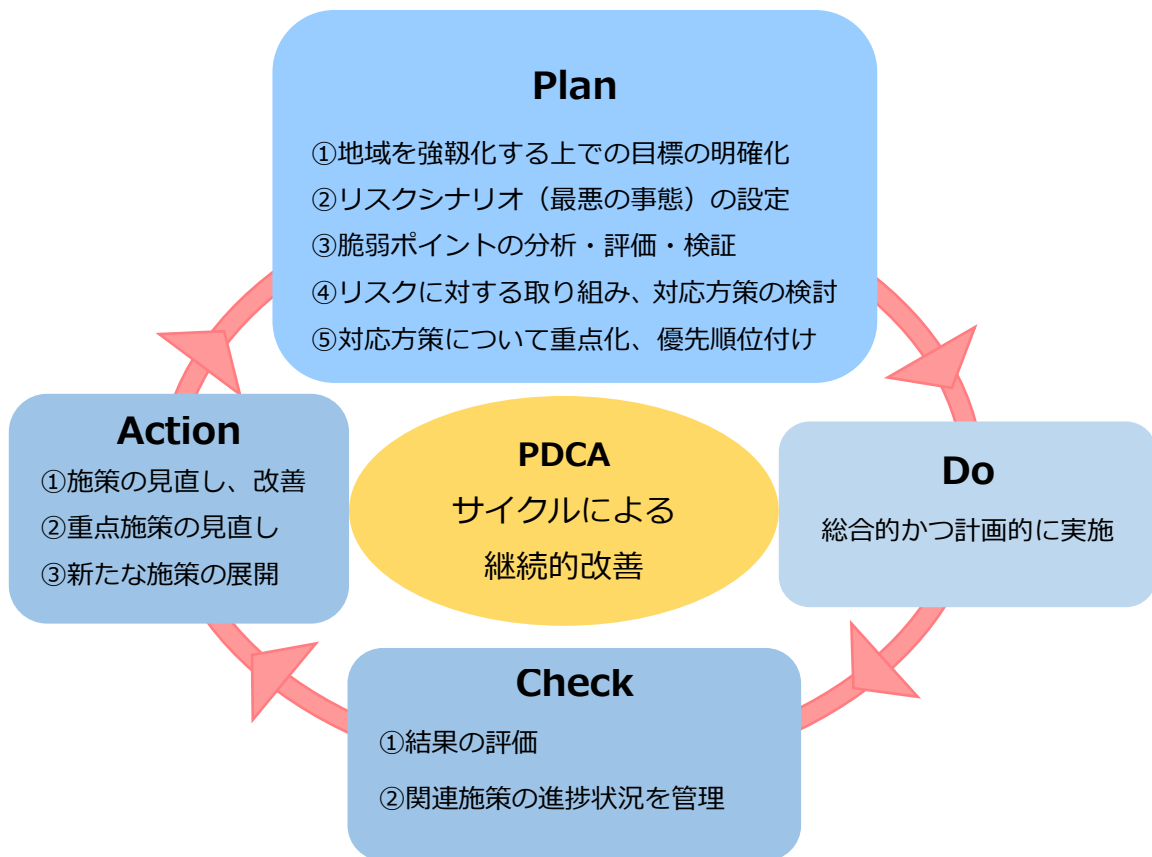
3 施策の推進と PDCA サイクル

① 計画の推進

- 国土強靱化の取組は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範かつ多様な実施主体の協力が必要である。
- 従って、本計画の推進に当たっては、庁内横断的な体制の下、国・県をはじめ、関係組織、関係自治体、自主防災組織等の地域組織、事業者等と連携しながら推進していく必要がある。

② PDCA サイクル

- 本市国土強靱化に向けては、基本計画及び県地域計画と絶えず調和を図るとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。
- そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行う等、繰り返し PDCA サイクルの取り組みを推進していく必要がある。



4 計画の見直し

- 本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国・県及び本市を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、市総合計画や地域防災計画等の見直し等に併せて必要な検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

巻末資料 1 脆弱性評価の結果

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1 - 1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	○発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする市有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。 ➤ さぬき市耐震改修促進計画の進捗管理 ○学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。 ➤ さぬき市公共施設個別施設計画を策定 ➤ 大串自然公園管理事業 ➤ 住宅管理事業（公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等） ➤ 市有建築物除却事業（住宅地区改良事業等） ➤ さぬき市耐震改修促進計画の進捗管理（再掲） ○多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。 ➤ さぬき市公共施設個別施設計画を策定（再掲） ➤ さぬき市耐震改修促進計画の進捗管理（再掲） ○住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。 ➤ 民間住宅耐震対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、民間住宅耐震対策支援事業） ➤ 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業） ➤ 防災支援事業（家具類転倒防止対策促進） ○道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。 ➤ 道路新設改良事業 ➤ 道路橋梁維持修繕事業

1 - 1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	○道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。 ➤ 道路橋梁維持修繕事業（再掲） ○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。 ➤ 交通安全環境整備事業 ○県が作成した大規模盛土造成地マップに基づき、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う ➤ 都市計画総務事業（大規模盛土造成地第2次スクリーニング）（宅地耐震化推進事業） ○防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。 ➤ 都市計画策定事業 ➤ 狭あい道路拡幅整備事業 ➤ 空き家等対策事業（住宅地区改良事業等） ➤ 老朽危険空き家対策事業（住宅地区改良事業等） ○街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。 ➤ 道路新設改良事業（再掲） ➤ 狭あい道路拡幅整備事業（再掲） ➤ 公園整備事業 ○大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。 ➤ 都市計画策定事業 ➤ 復興まちづくり事前準備の実施 ○消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。 ➤ 消防団支援事業 ➤ 防災支援事業（自主防災活動支援） ○市内外と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。 ➤ 消防団支援事業（再掲） ○同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。

1 - 1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	➤ 消防団支援事業（再掲） ○各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。 ➤ 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲） ○地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 ➤ 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲） ○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。 ➤ 防災支援事業 ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。 ➤ 防災支援事業（防災計画等作成） ○避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。 ➤ 社会福祉総務事業 ➤ 防災支援事業（再掲）
	■現在の水準 ・防災拠点となる市有建築物の耐震化率（70.7%:H29 年度→100%:R2 年度）【各施設所管課】 ・さぬき市公共施設個別施設計画を策定 【財産活用課】 ・特定既存耐震不適格建築物（多数利用）の耐震化率（93%:H29 年度→95%:R2 年度）【都市整備課】 ・住宅耐震化率（72.7%:H29 年度→90.0%:R2 年度） 【都市整備課】 ・健全橋梁割合（98%:R 1 年度→99%:R5 年度） 【都市整備課】 ・修繕が必要な橋梁数（244 橋:R1 年度→234 橋:R5 年度） 【都市整備課】 ・市道における改良率（71.44%:H29 年度→71.73%:R3 年度） 【都市整備課】 ・道路幅員（3.5m以上）確保率（70.66%:R1 年度→71.00%:R5 年度） 【都市整備課】

1 - 1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	・健康福祉部災害発生時職員配備計画の作成（毎年度） 【福祉総務課】

1 - 2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	○学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。 ➤ 地域支え合い体制づくり事業 ○住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。（再掲） ➤ 民間住宅耐震対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、民間住宅耐震対策支援事業）（再掲） ➤ 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）（再掲） ➤ 防災支援事業（家具類転倒防止対策促進）（再掲） ○学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。（再掲） ➤ さぬき市公共施設個別施設計画を策定（再掲） ➤ さぬき市耐震改修促進計画の進捗管理（再掲） ○多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。（再掲） ➤ さぬき市公共施設個別施設計画を策定（再掲） ➤ 住宅管理事業（公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等）（再掲） ➤ さぬき市耐震改修促進計画の進捗管理（再掲） ○大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等と連携して取り組むことができるよう、消防団の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。 ➤ 消防施設整備事業
	■現在の水準 ・避難確保計画要配慮者利用施設に対して、洪水・土砂災害に関する避難確保計画の作成の

1 - 2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	義務化について周知し、提出してもらう。(提出済：10 施設/35 施設) 【福祉総務課】

1 - 3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲) ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。(再掲) ➤ 防災支援事業(防災計画等作成)(再掲) ○避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。 ➤ 防災支援事業(防災行政無線整備) ○情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。 ➤ 防災支援事業(防災行政無線整備)(再掲) ○防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。 ➤ 防災支援事業(防災行政無線整備)(再掲) ○各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。(再掲) ➤ 防災支援事業(自主防災活動支援)(再掲) ○地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。(再掲) ➤ 防災支援事業(自主防災活動支援)(再掲) ○津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 防災支援事業（防災計画等作成）
- 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。
- 防災支援事業（情報伝達整備）
- 県による津波災害警戒区域指定に基づき、対象地域において重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。
- 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲）
- 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。
- 防災支援事業（防災計画等作成）（再掲）
- 住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等となる道路を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、既存の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。
- 道路新設改良事業（再掲）
- 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 狭あい道路拡幅整備事業（再掲）
- 住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。（再掲）
- 民間住宅耐震対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、民間住宅耐震対策支援事業）（再掲）
- 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）（再掲）
- 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの更新を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、住民への周知に努める。（情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮）
- 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲）
- 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。
- 河川事業
- 海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

を配慮して整備する。

- 水産基盤整備事業
- 港湾建設事業（海岸保全施設整備）

○災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。

○河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。

- 港湾建設事業（海岸保全施設整備）（再掲）

○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。

- 河川事業（再掲）
- 港湾建設事業（海岸保全施設整備）（再掲）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保等による整備を行う。

- 河川事業（再掲）

○洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。

- 下水道事業（通常の下水道事業・下水道総合地震対策事業・下水道ストックマネジメント事業・下水道広域化推進総合事業・農業集落排水施設整備事業）

- 河川事業（再掲）

- 防災支援事業（ハザードマップ作成・総合流域防災事業）

○浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。

- 防災支援事業（ハザードマップ作成・総合流域防災事業）（再掲）

○女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。

- 消防団支援事業（再掲）

■現在の水準

1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	・要修繕ポンプ・水門施設数（1件:R1年度→0件:R5年度）【都市整備課】 ・内水ハザードマップ作成率（0%:R1年度→100%:R7年度）【下水道課】
1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地保全の脆弱性が高まる事態
	○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。（再掲） ➤ 防災支援事業（防災計画等作成）（再掲） ○土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。 ➤ 防災支援事業（避難体制整備） ○急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域において、崩壊防止工事を行う。 ➤ 急傾斜地崩壊防止対策事業（市事業に限る。） ○県が作成した大規模盛土造成地マップに基づき、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う ➤ 都市計画総務事業（大規模盛土造成地第2次スクリーニング）（宅地耐震化推進事業） ○山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。 ➤ 林業振興事業 ➤ 治山林道事業 ○地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。 ➤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ➤ 農村地域防災減災事業 ○地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。

1 - 5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地保全の脆弱性が高まる事態
	➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。 ➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。 ➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。（再掲） ○耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。（再掲） ○山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。 ➤ 林業振興事業（再掲） ➤ 治山林道事業（再掲） ○森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する ➤ 林業振興事業（再掲） ➤ 治山林道事業（再掲） ○農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理を推進する。 ➤ 多面的機能支払交付金事業 ○森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。 ➤ 林業振興事業（再掲） ➤ 治山林道事業（再掲）
	■現在の水準 ・急傾斜地崩壊防止対策事業 要望件数（1件:H31年度→完了:R1年度） 【都市整備課】 ・ハザードマップ作成済ため池数（16箇所:R1年度→64箇所:R2年度） 【農林水産課】

1 - 6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。(再掲)
 - 防災支援事業（防災行政無線整備）（再掲）
- 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。(外国人観光客には、やさしい日本語を使用する等の配慮)
 - 防災支援事業（情報伝達整備）
- ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など、難聴・災害対策を推進するよう努める。
 - 防災支援事業（情報伝達整備）
- 避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。(情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮)(再掲)
 - 防災支援事業（防災行政無線整備）（再掲）
- 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。(再掲)(やさしい日本語を使用する等の配慮)(再掲)
 - 防災支援事業（防災行政無線整備）（再掲）
- 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。
 - 地域支え合い体制づくり事業
 - 防災支援事業（再掲）
- 交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。(再掲)
 - 交通安全環境整備事業（再掲）

■現在の水準

- ・高齢者、障害者等のうち、対象となる避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、危機管理課と情報を共有する。要援護者台帳システムにより、対象者となる者の更新をすすめていく。 【福祉総務課】

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救出、医療活動等が迅速に行われる

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	○避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。 ○物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。 ➤ 道路橋梁事業 ➤ 防災支援事業（再掲） ○災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。 ➤ 公害対策事業 ○食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。 ➤ 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲） ○物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○「プッシュ型支援」においては、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。 ➤ 防災支援事業（再掲）
	■現在の水準 ・「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」による連絡体制の確保 【都市整備課】

2-2 長期にわたる孤立集落の発生

- 自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、孤立集落となるおそれがある地域における防災機能や共助体制の強化を図る。
 - 防災支援事業（自主防災活動支援）（再掲）
- 災害の発生に備え、孤立集落となるおそれがある地域等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段の整備・拡充など医療体制の充実を図る。
 - 香川大学医学部との連携強化
- 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。（再掲）
 - 防災支援事業（再掲）
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。（再掲）
 - 防災支援事業（防災計画等作成）（再掲）
- 道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。（再掲）
 - 道路新設改良事業（再掲）
 - 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。（再掲）
 - 水産基盤整備事業
 - 港湾建設事業（海岸保全施設整備）（再掲）
- 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。（再掲）
 - 港湾建設事業（海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備）
- 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域において、崩壊防止工事を行う。（再掲）
 - 急傾斜地崩壊防止対策事業（市事業に限る。）（再掲）
- 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。（再掲）

2-2 長期にわたる孤立集落の発生

- 林業振興事業（再掲）
- 治山林道事業（再掲）
- 災害時に輸送ルート迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。
- 治山林道事業（再掲）
- 耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。（再掲）
- 治山林道事業（再掲）
- 食料や飲料水等について、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- 防災支援事業（再掲）
- 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。（再掲）
- 防災支援事業（再掲）
- 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。
- 防災支援事業（再掲）
- 防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。（再掲）
- 防災支援事業（再掲）
- 災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。
- 防災支援事業（再掲）
- いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適正に運用できるよう定期的に見直しを図り、訓練の実施に努める。
- 防災支援事業（再掲）

■現在の水準

・香川大学医学部医局への積極的な医師派遣要請（訪問回数：1回／年度） 【市民病院】

2-2	長期にわたる孤立集落の発生
	・研修医の受入れ（延べ受入月数：60月／年度） 【市民病院】 ・健全港湾・海岸保全施設割合（R1年度:80%→R4年度:95%） 【都市整備課】

2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	○大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等と連携して取り組むことができるよう、消防団の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。 ➤ 消防施設整備事業 ○県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。 ➤ 消防団支援事業（再掲） ○自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○孤立集落となるおそれがある地域等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめ体制の整備を図る。 ➤ 市民病院における訓練実施及び院外で実施される訓練への参加 ○地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修、女性の参画の拡大に努める。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。（再掲） ➤ 消防団支援事業（再掲） ○警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。 ➤ 道路橋梁事業（再掲）

2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	➤ 防災支援事業（再掲） ○災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うことができるよう、訓練等を行いシステムの使い方を習熟する。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○地域の特性等を考慮し、地域の自主防災組織などが主体的となって防災研修会や防災訓練を実施することができるよう支援を行う。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。（再掲） ➤ 交通安全環境整備事業（再掲）
	■現在の水準 ・市民病院災害時対応訓練の実施（実施回数：1回／年度） 【市民病院】 ・政府主催大規模地震時医療活動訓練、DMAT 実動訓練、DMAT 技能維持研修等への参加（参加回数：2回／年度） 【市民病院】 ・「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」による連絡体制の確保 【都市整備課】
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	○防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。 ➤ 燃料等に関する協定の締結 【財産活用課】 ○災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。 ➤ 井水処理施設非常用電源設置事業 ○道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。（再掲） ➤ 道路新設改良事業（再掲） ➤ 道路橋梁維持修繕事業（再掲） ○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては、耐震

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

性を考慮して整備する。(再掲)

- 水産基盤整備事業(再掲)
- 港湾建設事業(海岸保全施設整備)(再掲)

○港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。(再掲)

- 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。

- 防災支援事業(再掲)

○事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。

- 防災支援事業(再掲)

○避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。(再掲)

- 社会福祉総務事業(再掲)
- 防災支援事業(再掲)

○コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への食料や飲料水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

- 防災支援事業(再掲)

○公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。

- ホームページ管理運営事業、文書広報事業
- 防災支援事業(再掲)

○緊急輸送道路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。

- 道路橋梁事業(再掲)

○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。(再掲)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

➤ 交通安全環境整備事業（再掲）

○いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めた BCP を適正に運用できるよう定期的に見直しを図り、訓練の実施に努める。（再掲）

➤ 防災支援事業（再掲）

■現在の水準

- ・健康福祉部災害発生時職員配備計画の作成（毎年度） 【福祉総務課】
- ・「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」による連絡体制の確保 【都市整備課】

2-6

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。（再掲）

○医療分野において大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、他の地域との間で広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。（再掲）

○医療分野において災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。（再掲）

○病院等の公共的施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

○災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。（再掲）

➤ 災害時非常食整備事業及び井水処理施設非常用電源設置事業

○社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。

➤ 社会福祉総務事業

○災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送道路等道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。

2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	➤ 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（再掲） ➤ 道路橋梁事業（再掲） ○災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。（再掲） ➤ 道路橋梁事業（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。（再掲） ➤ 交通安全環境整備事業（再掲）
	■現在の水準 ・災害時非常食（備蓄日数：5日） 【市民病院】 ・社会福祉施設等被害状況確認システムを活用し、施設の被害状況を把握し、福祉施設所管課や危機管理課と情報を共有する。 【福祉総務課】

2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	○情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。 ○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。（再掲） ○大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、他の地域の市町等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。（再掲） ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、他の地域の市町等から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。（再掲） ○被災地や避難場所における感染症の発生予防・まん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制確保、マスクや手指消毒剤の備蓄等の啓発など、感染症等予防対策を行う。
	■現在の水準

2 - 7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	・ 同時被災する可能性が低い他の地域との相互応援協定締結の検討【危機管理課】

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	○避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。 ➤ 防災支援事業（再掲） ○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携の強化を図る。（再掲） ➤ ・防災支援事業（再掲）
	■現在の水準 ・警察や防犯協会などの関係団体との連携強化【危機管理課】
3 - 2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。（再掲） ➤ 交通安全環境整備事業（再掲）
	■現在の水準 ・警察との連携強化【危機管理課】
3 - 3	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	○いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めた BCP を適正に運用できるよう定期的に見直しを図り、訓練の実施に努める。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ➤ 汚水処理・雨水排水事業（再掲）

3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市への派遣要請など必要な措置について検討する。
 - 防災支援事業（再掲）
- 発災時において応急対策活動の拠点となる市庁舎及び市有施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。（再掲）
- 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設については、避難所等の利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等における、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。（再掲）
- 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。（再掲）
- 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。（再掲）
 - 住宅管理事業（公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等）（再掲）
- 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。（再掲）
- 道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。（再掲）
 - 道路新設改良事業（再掲）
 - 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。（再掲）
 - 港湾建設事業（海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備）（再掲）
- 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保等による整備を行う。（再掲）
 - 河川事業（再掲）
- 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域において、崩壊防止工事を行う。（再掲）
 - 急傾斜地崩壊防止対策事業（市事業に限る。）（再掲）
- 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。

3 - 3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**➤ 防災支援事業（再掲）****■ 現在の水準**

- ・職員防災訓練、研修会の実施【危機管理課】
- ・関係団体と燃料供給に関する協定の締結【危機管理課】
- ・食料等備蓄の推進【危機管理課】
- ・香川県汚水処理事業効率化協議会との連携【下水道課】

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	○防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲) ○発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する ➤ 安心安全コミュニティ事業、コミュニティ番組放送事業 ➤ 防災支援事業(再掲) ○発災時においてもガス供給を確保するため、関係機関と優先供給や設備の応急復旧に関する協定を締結し、停電対策の整備を図る。 ➤ 防災支援事業(再掲)
	■現在の水準 ・各情報伝達手段の操作習熟のための研修の実施【危機管理課】 ・関係団体と燃料供給に関する協定の締結【危機管理課】
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態
	○防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲) ○避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。(情報伝達の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮) ➤ 防災支援事業(再掲) ○情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。(再掲)(やさしい日本語を使用する等の配慮) ➤ 防災支援事業(再掲) ○高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態

成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。(再掲)

➤ 地域支え合い体制づくり事業 (再掲)

➤ 防災支援事業 (再掲)

○住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。(再掲)

➤ 民間住宅耐震対策支援事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業、民間住宅耐震対策支援事業) (再掲)

➤ 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業 (地域防災拠点建築物整備緊急促進事業) (再掲)

➤ 防災支援事業 (家具類転倒防止対策促進) (再掲)

○発災時等における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

➤ 安心安全コミュニティ事業、コミュニティ番組放送事業 (再掲)

➤ 防災支援事業 (再掲)

■現在の水準

- ・民家の家具類転倒防止対策の促進【危機管理課】
- ・各情報伝達手段の操作習熟のための研修の実施【危機管理課】
- ・職員防災訓練、研修会の実施【危機管理課】
- ・関係団体と燃料供給に関する協定の締結【危機管理課】

(5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	○道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところについて耐震補強工事を、道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される箇所について災害対策工事をそれぞれ行うとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性等を考慮した整備を行う。(再掲) ➤ 道路新設改良事業(再掲) ➤ 道路橋梁維持修繕事業(再掲) ○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。(再掲) ➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備)(再掲) ➤ 河川事業(再掲) ○港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。(再掲) ➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲) ○関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。 ➤ 道路橋梁事業(再掲) ○災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。(再掲) ➤ 道路橋梁事業(再掲) ○大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、国と連携し、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲)
	■現在の水準 ・関係団体と燃料供給に関する協定の締結【危機管理課】

5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性

5 - 2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	を配慮して整備する。(再掲) ➤ 水産基盤整備事業(再掲) ➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲) ○有害物資の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。 ➤ 公害対策事業(再掲)
	■現在の水準 ・有害物質取扱事業者への環境汚染防止の啓発 【生活環境課】

5 - 3	食料等の安定供給の停滞
	○食料(食物アレルギーへの対応を含む。)や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲) ○物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲) ○津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。 ○農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。 ○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。 ○防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。 ○防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。 ○大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。 ➤ 道路橋梁維持修繕事業(再掲) ➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲)

5 - 3 食料等の安定供給の停滞**■ 現在の水準**

- ・ 飲食料等備蓄に関する関係団体との協定締結【危機管理課】
- ・ 物資輸送に係る関係団体との協定締結【危機管理課】

（６）大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

６－１	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	○発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など設備毎に耐震化対策や重要な送電線の２回線化などバックアップ体制の整備を図るとともに、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○発災時においてもガス供給を確保するため、関係機関と優先供給や設備の応急復旧に関する協定を締結し、停電対策の整備を図る。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。 ➤ 環境エネルギー対策事業①② 【生活環境課】
	■現在の水準 ・関係団体と燃料供給に関する協定の締結【危機管理課】

６－２	上水道等の長期間にわたる供給停止
	○水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、香川県広域水道企業団との連携を強化する。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲）
	■現在の水準 ・香川県広域水道企業団との連携強化【危機管理課】

６－３	下水道処理施設等の長期間にわたる機能停止
	○下水道処理施設等の損傷を最小限にとどめるため、計画的な老朽化対策及び耐震化対策に努める。また、避難所や防災拠点施設など重要と判断した施設等への未普及対策を促進し、公衆衛生の確保に努める。 ➤ 下水道事業（通常の下水道事業・下水道総合地震対策事業・下水道ストックマネジメント事業・下水道広域化推進総合事業・農業集落排水施設整備事業）（再掲） ➤ 集落排水施設整備事業

6-3 下水道処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 合併処理浄化槽設置整備事業

■現在の水準

- ・所有施設の耐震化率 (27% : R1 年度 → 55% : R6 年度) 【下水道課】
- ・所有施設の機能診断調査率 (75% : R1 年度 → 100% : R2 年度) 【下水道課】

6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態（市内交通ネットワークの分断）

- 道路施設定期点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。(再掲)
 - 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルート確保を図る。
 - 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について災害対策工事を行うなど道路施設の整備を図る。
 - 道路橋梁維持修繕事業①（再掲）
- 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。
 - 道路橋梁維持修繕事業①（再掲）
- 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道、林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。(再掲)
 - 道路橋梁事業（再掲）
 - 治山林道事業（再掲）
- 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。(再掲)
 - 道路橋梁事業（再掲）
 - 防災支援事業（再掲）
- 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。(再掲)
 - 港湾建設事業（海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備）（再掲）

6 - 4

陸・海・空のネットワークが分断する事態（市内交通ネットワークの分断）

○孤立集落となるおそれがある地域において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。

- 道路橋梁事業（再掲）
- 道路橋梁維持修繕事業（再掲）
- 河川事業（再掲）
- 港湾建設事業（海岸保全施設整備）（再掲）

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

- 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等と連携して取り組むことができるよう、消防団の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。(再掲)
 - 消防団支援事業(再掲)
 - 消防施設整備事業(再掲)
- 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。(再掲)
 - 消防団支援事業(再掲)
- 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成をはじめ体制の整備を図る。(再掲)
 - 市民病院における訓練実施及び院外で実施される訓練への参加(再掲)
- 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。(再掲)
 - 防災支援事業(再掲)
- 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。(再掲)
 - 防災支援事業(再掲)
- 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。(再掲)
 - 防災支援事業(再掲)
- 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、市町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。(再掲)
 - 防災支援事業(再掲)
- 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。
 - 消防団支援事業(再掲)
- 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。(再掲)

7-1	市街地での大規模火災の発生
	➤ 都市計画策定事業（再掲） ➤ 狭あい道路拡幅整備事業（再掲） ○街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。（再掲） ➤ 道路橋梁維持修繕事業②（再掲） ➤ 狭あい道路拡幅整備事業（再掲） ➤ 公園整備事業（再掲） ○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。（再掲） ➤ 交通安全環境整備事業（再掲）
	■現在の水準 ・消防団の各種訓練の実施【危機管理課】 ・自主防災活動への支援【危機管理課】

7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	○学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。（再掲） ➤ さぬき市公共施設個別施設計画を策定予定（再掲） ○防災に関する情報の収集、伝達等を適切に実施するための防災行政無線等の情報伝達手段の維持管理を適切に行う。また、同報系防災行政無線の難聴地域に対して戸別受信機を整備するなど、更なる情報伝達手段の確保に努める。（再掲） ➤ 防災支援事業（再掲） ○住宅をはじめとした民間建築物について、耐震診断・耐震改修・家具類固定器具購入の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。（再掲） ➤ 民間住宅耐震対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、民間住宅耐震対策支援事業）（再掲） ➤ 緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）（再掲） ➤ 民間危険ブロック塀撤去支援事業（民間危険ブロック塀等撤去支援事業）

7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	➤ 防災支援事業（家具類転倒防止対策促進）（再掲） ○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、香川県警本部に対して停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を要望する。（再掲） ➤ 交通安全環境整備事業（再掲）
	■現在の水準 ・民家の家具類転倒防止対策の促進【危機管理課】 ・警察との連携強化【危機管理課】

7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	○地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。（再掲） ➤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（再掲） ➤ 農村地域防災減災事業 ○地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。（再掲） ➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。（再掲） ➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。（再掲） ➤ 農村地域防災減災事業（再掲） ○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、堰、水門、ポンプ施設等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。（再掲） ➤ 水産基盤整備事業（再掲） ➤ 港湾建設事業（海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備）（再掲） ➤ 河川事業（再掲） ○浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の

7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

確保等による整備を行う。(再掲)

➤ 河川事業(再掲)

○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。(再掲)(広報・啓発の際には、やさしい日本語を使用する等の配慮)

➤ 河川事業(再掲)

➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲)

■現在の水準

・民家の家具類転倒防止対策の促進【危機管理課】

・ため池ハザードマップの作成及び公表【農林水産課】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。

➤ 多面的機能支払交付金事業(再掲)

➤ 中山間地域等直接支払制度事業

○山地災害の危険性を住民に周知するとともに、山地災害危険地区付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所、避難経路、避難方法などをあらかじめ定めるなど山地災害危険地区に対する警戒避難体制を強化する。(再掲)

➤ 林業振興事業(再掲)

➤ 治山林道事業(再掲)

○山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。(再掲)

➤ 林業振興事業(再掲)

➤ 治山林道事業(再掲)

○山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。(再掲)

➤ 林業振興事業(再掲)

➤ 治山林道事業(再掲)

○森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

動を推進する。(再掲)

➤ 林業振興事業(再掲)

➤ 治山林道事業(再掲)

○森林の整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。(再掲)

➤ 林業振興事業(再掲)

➤ 治山林道事業(再掲)

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 - 1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。 ➤ 塵芥処理事業 ○津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。 ➤ 塵芥処理事業（再掲） ○港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、県や国と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。 ➤ 港湾管理事業（再掲） ○仮集積場・処分場の間において候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画について、関係各課で情報共有を図り、実効性のある計画となるよう随時見直しを図る。なお、有害物質の漏洩等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。 ➤ 塵芥処理事業（再掲） ○処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。 ➤ 塵芥処理事業（再掲）
	■現在の水準 ・「災害時における船舶運航航路確保に関する協定（仮）」の関係各所との締結 【都市整備課】 ・関係各所との緊急時連絡体制の確立 【都市整備課】 ・「災害廃棄物処理計画」に基づく実施体制の確立 【生活環境課】
8 - 2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

8 - 2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・防災支援事業 ○発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。(再掲) ➤ 道路橋梁事業 (再掲) ○いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めた BCP を適正に運用できるよう定期的に見直しを図り、訓練の実施に努める。(再掲) ➤ 防災支援事業 (再掲)
	■現在の水準 ・職員防災訓練、研修会の実施【危機管理課】

8 - 3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。(再掲) ➤ 防災支援事業 (再掲) ○自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修、女性の参画の拡大に努める。(再掲) ➤ 防災支援事業 (再掲) ○地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。 ➤ 防災支援事業 ○大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、県、警察、消防等と連携して取り組むことができるよう、消防団の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。(再掲) ➤ 消防団支援事業 (再掲) ➤ 消防施設整備事業 (再掲)
	■現在の水準 ・自主防災活動への支援、地域防災リーダーの育成支援【危機管理課】 ・消防団の各種訓練の実施【危機管理課】

8 - 4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。(再掲) ➤ 河川事業(再掲) ➤ 下水道事業(通常下水道事業・下水道総合地震対策事業・下水道ストックマネジメント事業・下水道広域化推進総合事業・農業集落排水施設整備事業)(再掲) ➤ 防災支援事業(ハザードマップ作成・総合流域防災事業)(再掲) ○海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。(再掲) ➤ 河川事業(再掲) ➤ 港湾建設事業(海岸保全施設整備・水産物供給基盤整備)(再掲) ○復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。(再掲) ➤ 道路橋梁事業(再掲) ➤ 防災支援事業(再掲)
	■現在の水準 ・水害に関するハザードマップの作成(R2年度:洪水、R3年度:高潮)【危機管理課】

巻末資料２ アクションプラン

個別施策分野		行政機能／消防等							
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
消防操法訓練事業 〔消防団の技術向上を図る消防操法大会の操法訓練を実施〕 (1-1)	市	消防庁	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
防災支援事業④（国民保護計画関係） 〔さぬき市国民保護計画に基づき、防災情報伝達手段の確保や訓練などを実施、啓発活動の推進〕 (1-1)(2-3)(3-1)(7-1)(8-2)(8-4)	市	内閣官房	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
消防団支援事業 〔消防団の活動を支援〕 (1-1)(1-2)(2-3)(7-1)	市	消防庁	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
消防施設整備事業 〔消防団の活動を支援〕 (1-2)(2-3)(7-1)	市	消防庁	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
消防自動車購入事業 〔消防自動車及び消防可搬ポンプを更新〕 (1-2)(2-3)(7-1)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
消防屯所整備事業 〔消防屯所の統廃合・建設〕 (1-1)(1-2)(2-3)(7-1)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
消防水利施設整備事業 〔消火栓の設置〕 (1-1)(1-2)(2-3)(7-1)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課

個別施策分野	住宅・都市								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
民間住宅耐震対策支援事業 [民間既存住宅の耐震診断・耐震改修工 事等支援等] (1-1)(4-2)(7-2)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
狭あい道路拡幅整備事業 [狭あい道路の拡幅及び測量、分筆、道 路整備などを行う] (1-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
老朽危険空き家対策事業 [老朽危険空き家の除却支援] (1-1)(8-2)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	生活環境課
空き家等対策事業 [市内空き家等の実態調査] (1-1)(8-2)	市	国土交通省	令和 3 年度	▶					都市整備課

個別施策分野	保険医療・福祉								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
地域支え合い体制づくり事業 [避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援や安否確認等に役立て、見守りや支え合い活動につなげる] (1-6)(4-2)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	福祉総務課
病院事業会計①（医療体制の充実関係） [5事業及び在宅医療への取り組み、5疾病への医療提供] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	市民病院 総務企画課
病院事業会計② （地域医療連携関係） [定期的な情報交換と、地域包括ケアシステムの構築] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	市民病院 総務企画課
病院事業会計③ （人的資源の確保関係） [適正人員獲得のため、公募活動、寄附講座等の求人活動] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	市民病院 総務企画課
病院事業会計④ （地域に開かれた病院関係） [市民公開講座、健康出前講座等の実施] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	市民病院 総務企画課
津田診療所事業 [充実した医療提供など地域に密着した診療所としての役割] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	津田診療所
多和診療所事業特別会計 [地域に密着した医療サービスの提供] (2-6)(2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	国保・健康課
防疫事業 [感染症、食中毒等の市民周知、貯水槽水道の衛生管理、スズメバチ等の防除推進。衛生管理の推進] (2-7)	市	厚生労働省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	生活環境課

個別施策分野	エネルギー								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
環境エネルギー対策事業① (環境保全関係) [再生可能エネルギーの導入促進、環境基本計画の施策検証] (6-1)	市	環境省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	生活環境課
環境エネルギー対策事業② (自然エネルギー関係) [再生可能エネルギーの導入促進、環境基本計画の施策検証] (6-1)	市	環境省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	生活環境課

個別施策分野	情報通信								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
防災支援事業②(防災対策関係) [防災情報伝達手段の確保、避難所等の環境整備など] (1-3)(1-5)(1-6)(2-2)(2-3)(4-1)(4-2)(7-2)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
安全安心コミュニティ事業 [安全安心コミュニティシステム及びFM音声告知放送に係る設備や端末の管理] (1-6)(4-2)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	秘書広報課
内水ハザードマップ作成業務 [内水浸水想定区域を示すハザードマップの作成] (8-4)	市	国土交通省	令和 7年度			▶	▶	▶	下水道課
ハザードマップ作成事業 [高潮ハザードマップの作成] (1-2)	市	国土交通省	令和 3年度	▶					危機管理課
防災行政無線整備事業 [防災行政無線等の整備] (1-3)(1-6)	市	総務省	令和 3年度	▶					危機管理課
防災ウェブカメラ等整備事業 [防災ウェブカメラ等の整備] (1-3)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課

個別施策分野	交通・物流								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
民間住宅耐震対策支援事業 [民間既存住宅の耐震診断・耐震改修工 事等支援等] (1-1)(1-2)(1-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
道路橋梁維持補修事業① (市道維持補修) [市道の維持修繕工事等実施。道路台帳 補正業務。私道整備助成事業] (1-1)(2-4)(3-3)(5-1)(6-4)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
道路橋梁維持補修事業② (橋梁長寿命化) [橋梁長寿命化修繕計画の策定、修繕工 事実施] (1-1)(2-4)(3-3)(5-1)(6-4)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
道路橋梁新設改良事業 [市内幹線道路等の新設改良及び舗装 整備を実施] (1-1)(2-4)(3-3)(5-1)(6-4)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
交通安全環境整備事業 [交通安全設備（道路反射鏡、防護柵、 区画線等）の新設及び修繕] (1-1)(1-6)(2-3)(2-5)(2-6)(3-2)(7- 1)(7-2)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
道路橋梁事業 [県道、重要河川、重要港湾の整備費の 一部負担。市道の未登記処理業務] (2-6)(5-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支 援事業 [緊急輸送道路、避難路沿道建築物の耐 震対策支援] (6-4)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課

個別施策分野	農林水産								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
土地改良維持管理事業 [農業用排水機場、農道等の管理、農業生産基盤の整備、農村生活環境整備実施、多面的機能支払交付金制度推進、県営農村地域防災減災事業を実施] (1-5)(5-3)(7-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	農林水産課
治山林道事業 [林道、林道橋の維持管理、改良] (2-2)	市	農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	農林水産課
地震津波対策事業(脇元漁港海岸施設) [南海トラフ地震による津波に対して、胸壁(新設)を整備] (1-3)	市	農林水産省	令和 2年度						農林水産課

個別施策分野	土地保全								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
河川事業 [河川の維持修繕工事を実施、雨水排水ポンプ等の維持管理及び改良工事、ダムの維持管理費の一部負担] (1-4)(3-3)(7-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
河床堆積土除去工事 [市管理河川の堆積土砂掘削及び草木の除去] (8-4)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課

個別施策分野	環境								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
合併処理浄化槽設置整備事業 〔合併処理浄化槽の設置補助〕 (6-3)	市	環境省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	下水道課
下水道施設整備事業 〔未普及対策、広域化・共同化対策〕 (2-7)(6-3)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	下水道課
集落排水施設整備事業 〔集落排水施設の機能診断、施設管理〕 (2-7)(6-3)	市	農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	下水道課

個別施策分野	土地利用								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
観光拠点の一時避難場所整備 〔自然公園で拠点施設整備〕(1-1)	市	内閣官房	令和 3 年度	▶					商工観光課

横断的施策分野	広域連携								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
防災支援事業① (地域防災関係) 〔防災情報伝達手段の確保、防災訓練実施、自主防災組織の育成推進〕 (1-1)(1-3)(1-5)(2-3)(2-6)(3-1)(3-3)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
防災支援事業② (防災対策関係) 〔防災情報伝達手段の確保、避難所等の環境整備など〕(1-3)(1-4)(1-5)(6-4)(7-3)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課

横断的施策分野	老朽化対策								
事業名	事業 主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
老朽危険空き家対策事業 〔老朽危険空き家の除却支援〕 (1-1)(8-2)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	生活環境課
住宅管理事業 [市営住宅の外部改修等、不良市営住宅 の除却] (1-1)(8-2)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
空き家等対策事業 〔市内空き家等の実態調査〕 (1-1)(8-2)	市	国土交通省	令和 3 年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
橋梁長寿命化対策工事 〔橋梁の修繕、長寿命化〕 (1-1)(6-4)	市	国土交通省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
土地改良維持管理事業 〔農業用排水機場、農道等の管理、農業 生産基盤整備、農村生活環境整備、多 面的機能支払交付金制度推進、県営農 村地域防災減災事業実施〕 (1-5)(7-3)	市	農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	農林水産課
港湾建設事業（海岸保全施設整備） 〔港湾施設・海岸施設の維持管理、維持 管理計画策定と修繕工事実施〕 (2-4)(5-1)(6-4)	市	農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
漁港建設事業 〔水産物の生産、流通拠点づくり推進、 漁場漁港施設整備〕 (1-3)	市	国土交通省	令和 5 年度	▶	▶	▶			農林水産課
脇元漁港他 4 漁の長寿命化計画策定 〔海岸保全施設の長寿命化計画策定〕 (1-3)	市	農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	農林水産課
長寿命化・耐震対策事業 〔終末処理施設、雨水ポンプ施設および 管渠施設、下水道 BCP 作成等〕 (6-3)	市	国土交通省 農林水産省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	下水道課
民間危険ブロック塀撤去支援事業 [民間危険ブロック塀等の撤去工事支 援] (7-2)(8-2)	市	国土交通省	令和 5 年度	▶	▶	▶			都市整備課

横断的施策分野	地域防災力の強化								
事業名	事業主体	関係省庁等	完成目標 時期	事業スケジュール					担当 部署
				R3	R4	R5	R6	R7	
ホームページ管理運営事業 〔市ホームページの修正、改善〕 (1-3)	市	－	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	秘書広報課
防災支援事業① (地域防災関係) 〔防災情報伝達手段の確保、防災訓練実施、自主防災組織の育成推進〕 (1-1)(1-3)(2-1)(2-2)(2-3)(7-1)(8-3)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
防災支援事業② (防災対策関係) 〔防災情報伝達手段の確保、避難所等の環境整備など〕 (1-3)(1-4)(7-3)(7-4)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
防災支援事業③ (防災訓練関係) 〔防災・減災対策推進、職員の危機管理意識の向上〕 (1-3)	市	総務省	毎年度	▶	▶	▶	▶	▶	危機管理課
ため池ハザードマップ作成 〔防災重点ため池 64 か所のハザードマップの作成〕 (1-5)(7-3)	市	農林水産省	令和 2 年度						農林水産課
ため池浸水想定区域図作成 〔防災重点ため池 669 か所の浸水想定区域図の作成〕 (1-5)(7-3)	市	農林水産省	令和 2 年度						農林水産課

巻末資料 3 用語説明

【あ】

○ アンブレラ計画

特定の部分（本計画においては、強靱化の施策）に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。

【か】

○ 業務（事業）継続計画

BCP（Business Continuity Plan）とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平常時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

○ 緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路。

○ 国土強靱化（こくどきょうじんか）／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平常時から構築していくとすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

【さ】

○ 災害派遣医療チーム

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○ 災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。

○ 再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○ サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○ 指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設。

○ 冗長性（じょうちょうせい）

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

○ 脆弱性（ぜいじゃくせい）

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

【た】

○ 大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図。

○ 地域防災計画

災害対策基本法第 42 条に基づき、市域における各種災害や大規模事故などに関し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

○ 同報系防災行政無線

屋外拡声器等により、市から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

○ 道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

【は】

○ ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

○ 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障害者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

○ プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まり。

○ PDCA サイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画(Plan)を策定した後も、計画的に実施し(Do)、結果を評価し(Check)、見直し・改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返すこと。

【ま】

○ マグニチュード (M)

地震の規模を表す指標で、マグニチュードが1大きくなると地震のエネルギーは約30倍、2大きくなると約1,000倍になるという関係がある。

○ モーメントマグニチュード (M_w)

地震は地下の岩盤がずれて起こる。このずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをいう。

【や】

○ やさしい日本語

簡易な表現を用いる、漢字にふりがなを振るなどにより、普段使われている日本語よりも簡単で、日本語に不慣れな外国人等ともコミュニケーションを取りやすい日本語のこと。

【5】

○ リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するに当たって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。

さぬき市国土強靱化地域計画

発 行	令和2年8月
編 集	さぬき市総務部危機管理課
住 所	〒769-2195 さぬき市志度5385番地8
	電話 087-894-1115
